

表1 土地に係る固定資産税および都市計画税の主な税制内容

Table with columns for '商業地 (非住宅用地・雑種地など)' and '住宅用地・市街化区域農地'. It details burden rates and assessment methods for fixed asset tax and city planning tax.

税額＝課税標準額×税率 (固定資産税は1.4%、都市計画税は0.27%) です。
※1 本則課税標準額とは、今年度評価額に住宅用地等特例率 (表2参照) を乗じた額です。
※2 課税標準額とは、税額を算出するにあたり、その基礎となる額 (税率をかける直前の額) です。

表2 住宅用地等特例率

Table with columns for '区分', '固定資産税', and '都市計画税'. It lists special rates for small-scale residential land, general residential land, and urban area agricultural land.

※小規模住宅用地とは、住宅の敷地で、1戸につき200㎡までの土地のことです。
※一般住宅用地とは、住宅の敷地で200㎡を超えたもののうち、住宅床面積の10倍までの土地のことです。

23年度における固定資産税・都市計画税のあらまし

固定資産税・都市計画税の算出基礎となる土地・家屋の評価額は、3年に1度評価替えを行っています。23年度の評価額は、評価替えが行われた21年度の評価額を据え置くことが原則です。しかし、地

価が下落した土地については価格の修正を行いましたので修正後の価格が新評価額となります。
固定資産税とは
毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税です。

都市計画税とは

毎年1月1日現在、土地・家屋を所有する方が、都市整備などの費用に充てるための目的税として納める税です。

土地の税負担の基本的な考え方

23年度においても課税の公平の観点から、負担水準が低い

固定資産税・都市計画税 納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月2日(月)に発送します。第1期の納期限は5月31日(火)です。詳しくは課税課土地資産税係 (内線2338~2341)・家屋資産税係 (内線2342~2344)へ。

監査委員に安藤氏が選任されました

監査委員に安藤純一氏 (浅間町在住・50歳。平成4年10月税理士登録) が選任されました。任期は4月1日~27年3月31日の4年間です。詳しくは監査事務局 ☎470・7791へ。

い宅地については、その均衡化を促す措置(負担調整)を継続することとしています。負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

化区域農地、60%以上70%以下の商業地などは、課税標準額が据え置かれるため、税額も据え置かれます。

家屋の税負担の基本的な考え方
家屋については、21年度の評価額を据え置きます。新築軽減(新築より3年または5年)が終了した家屋については、税額が上がります。

者が住所などを変更した場合や、固定資産税・都市計画税の課税明細書・納税通知書に記載された住所・氏名などに誤りがあった場合はご連絡ください。

税制内容は表1の通りですが、23年度の税負担は次のようになります。

用地および市街化区域農地、60%未満の商業地などは、表1の該当欄に沿って課税標準額が上がります。

軽減(新築より3年または5年)が終了した家屋については、税額が上がります。

※市内の土地・家屋の所有

負担水準が100%を超える住宅用地および市街化区域農地は23年度の本則課税標準額まで、70%を超える商業地等は「23年度評価額×70%」の額まで課税標準額が下がるため、税額も下がります。

4月1日付人事異動
市では、4月1日付で部長および係長・係員の異動を行いました。部長級の異動は次の通りです。

【部長級】市民部長(教育部長 鹿島宗男)▽環境部長(企画経営室職員課長 西村幸高)▽福祉保健部長兼福祉事務所長(環境部長 橋爪和彦)▽子ども家庭部長(企画経営室総務課長 西川昌彦)▽教育部長(都市建設部都市計画課長 荒島久人)▽教育部参事兼主査事務取扱(教育部参事 片柳博文)

【課長級】企画経営室企画調整課長(財務部財政課長 森田好保)▽企画経営室企画調整課長(財政改革担当課長 兼主査事務取扱(企画経営室情報システム課長 森山義雄)▽企画経営室総務課長兼主査事務取扱(都市建設部施設管理課施設建設担当課長 小林尚生)▽企画経営室職員課長(企画経営室企画調整課長 佐々木 隆)▽環境部こみ対策課長(財務部課税課課長補佐 市民税係長 佐川公行)▽福祉保健部福祉総務課長(子ども家庭部保育課長 渋谷千春)▽福祉保健部介護福祉課長(教育部生涯学習課長 田中潤)▽子ども家庭部子育て支援課長兼ひとり親支援係長事務取扱(子ども家庭部子育て支援課長兼ひとり親支援係長事務取扱 久保田嘉代)

《事前に電話でご予約を》

Table with columns for '相談名', '相談日時', '相談員', '予約開始日等', and '会場'. It lists various consultation services such as legal, tax, and business advice.

5月のお気軽に無料相談

Table with columns for '相談名', '相談日時', '相談員', and '会場'. It lists free consultation services for various groups like the elderly, disabled, and job seekers.

《訪問します》
妊婦訪問 訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問
※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時に行っています。
※東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。